

阿賀町公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により、次の認可地縁団体が所有する下記不動産の登記移転等に係る公告を求める旨の申請を相当と認め、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月27日

阿賀町長 神田 一秋

記

- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名 称 大牧区自治会
  - (2) 区 域 新潟県東蒲原郡阿賀町大牧区の全域
  - (3) 主たる事務所 新潟県東蒲原郡阿賀町大牧 4172 番地 1
- 2 申請不動産に関する事項  
別紙のとおり
- 3 異議を述べることができる者の範囲
  - (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
  - (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
  - (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 4 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項
  - (1) 期間  
令和2年1月27日（月）から令和2年4月27日（月）まで
  - (2) 方法  
阿賀町長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申請不動産の登記移転等に関する異議申出書に必要事項を記載し、登記関係者等であること並びに異議申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出すること。（郵送での提出も可とする。）
  - (3) 提出先  
新潟県東蒲原郡阿賀町津川 580 番地  
阿賀町役場 総務課行政係 電話 0254-92-3113

別紙

申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
公衆用道路	122 m <sup>2</sup>	東蒲原郡阿賀町大牧字西内 2858 番 6

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
斉藤 庄作	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 傳吉	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 彦吉	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 新太郎	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 喜三郎	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 シケ	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 茂八	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 寅吉	東蒲原郡津川町大字清川
阿部 忠太郎	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 甚七	東蒲原郡津川町大字清川
佐藤 喜和次	東蒲原郡津川町大字清川
監物 金三郎	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 榮太	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 太吉	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 高吉	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 善吉	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 ノフ	東蒲原郡津川町大字清川
阿部 久吉	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 孫吉	東蒲原郡津川町大字清川
阿部 平八	東蒲原郡津川町大字清川
阿部 定吉	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 茂平	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 伊平	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 仁五郎	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 次郎吉	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 五郎七	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 清吉	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 友次郎	東蒲原郡津川町大字清川
佐藤 熊吉	東蒲原郡津川町大字清川
斉藤 庄平次	東蒲原郡津川町大字清川
佐藤 藤五郎	東蒲原郡津川町大字清川